

# 環境影響評価書

—立川基地跡地関連地区土地区画整理事業—

平成 7 年 3 月

東京都

## 1. 総括

### 1.1 事業者の氏名及び住所

#### 1.1.1 環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)

氏名: 東京都知事 鈴木 俊一  
住所: 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

#### 1.1.2 事業予定者

氏名: 住宅・都市整備公団 首都圏都市開発本部  
代表者: 開発本部長 村山 吉男  
住所: 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

### 1.2 対象事業の名称

#### 1.2.1 事業の名称

立川基地跡地関連地区土地区画整理事業

#### 1.2.2 対象事業の種類

土地区画整理事業

### 1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都立川市緑町、泉町、高松町一丁目及び高松町三丁目の各一部を含む立川基地跡地の約58.9haにおいて、住宅・都市整備公団施行による土地区画整理事業を実施するものである。その計画の概要は、表1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 計画の概要

項目	概要	
位置	東京都立川市緑町、泉町、高松町一丁目及び高松町三丁目の各一部	
計画区域面積	約58.9ha	
計画人口	夜間人口約0人(0戸)、就業人口約34.5千人	
土地利用区分	道路	15.4ha
	公園	1.8ha
	宅地	41.7ha
合計	約58.9ha	
事業実行期間	平成7年度～平成11年度までを予定	

#### 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、計画区域及びその周辺地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測項目	評価の結論
騒音	建設機械の稼働による騒音は、騒音規制法に基づく特定建設作業の騒音の規制に関する基準及び東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の騒音の勧告基準を下回っている。
振動	建設機械の稼働による振動は、振動規制法に基づく特定建設作業の振動の規制に関する基準及び東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の振動の勧告基準を下回っている。
植物・動物 (陸上動物)	本事業の実施により草地を中心に改変を受けるため、草地依存型の鳥類の生息環境が減少することになり、これらの環境に依存する種の個体数は減少するが、隣接する昭和記念公園等へ移動することも考えられる。 しかし、工事の完了後、年数の経過とともに公園、街路等に植栽樹群が広く復元されるようになり、緑の豊かな市街地が形成され、都市鳥を主体とした鳥類がみられるようになると考える。

## 1.5 評価書案の修正の概略

評価書案を修正した箇所及び修正内容は、表1.5-1に示すとおりである。

表1.5-1 修正事項及び内容

修正箇所	修正事項	修正の内容及び修正理由
第2章 対象事業の目的及び内容	図2.2-2 土地利用計画図 表記情報の修正	多摩都市モノレール新駅の設置に伴い図中の情報として多摩都市モノレール新駅を表記した。また、新駅設置部付近において土地利用計画の一部を変更した。
2.2 事業の内容	図2.2-3 道路計画図 表記情報の修正	多摩都市モノレール新駅の設置に伴い図中の情報として多摩都市モノレール新駅を表記した。また、新駅設置部付近において都市計画道路の幅員が一部拡幅されたことを表記した。
	図2.2-5 切盛分布図 表記情報の修正	多摩都市モノレール新駅の設置に伴い、新駅設置部付近において都市計画道路幅員が一部拡幅されたため、盛土・切土区域を一部変更した。
	図2.2-6 公園配置計画図 表記情報の修正	多摩都市モノレール新駅の設置に伴い図中の情報として多摩都市モノレール新駅を表記した。また、新駅設置部付近において都市計画道路の幅員が一部拡幅されたため、公園の位置をその分移動した。
第5章 現況調査、 予測及び評価 5.4 植物・動物 (陸上動物) 5.3.2 予測	(ウ)注目される種の記述の変更 及び図の追加	調査地域において確認された注目される種のチョウゲンボウが行動域を移すと予測される昭和記念公園及び多摩川の河川敷の状況を明記した。また、チョウゲンボウの形態及び習性等の図及び説明文を追加した。